

法定検査手数料変更のお知らせ

平素より浄化槽の法定検査へのご理解・ご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、当協会は平成28年4月1日より、10人槽以下の合併処理浄化槽の法定検査手数料を下記のとおり変更いたします。

法定検査は浄化槽が適正に、設置・維持管理され、浄化機能が十分に発揮されているかどうかを確認するための大変重要な検査です。

今後とも、ご理解・ご協力賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 法定検査手数料の変更

検査種別	合併処理浄化槽	現行検査手数料	変更後検査手数料
11条検査	5人槽～10人槽	6,000円	5,000円
7条検査	5人槽～10人槽	11,400円	10,000円

※上記以外の法定検査手数料につきましては従前どおりです。

2. 施行

平成28年4月1日（平成28年4月1日検査から変更となります。）

長崎県知事指定検査機関
（一財）長崎県浄化槽協会
西彼杵郡長与町平木場郷509番地
電話 095-887-3160
FAX 095-887-3172

変更後の法定検査手数料

1、7条検査（設置後の検査）

人 槽	合併処理
5人～ 10人	10,000円
11人～ 20人	11,400円
21人～ 50人	12,400円
51人～100人	13,400円
101人～300人	16,400円
301人～500人	20,400円
501人～1,000人	24,400円
1,001人～3,000人	29,400円
3,001人～5,000人	34,400円
5,001人～	39,400円

2、11条検査（7条検査後の年1回の定期検査）

人 槽	合併処理	単独処理
5人～ 10人	5,000円	5,000円
11人～ 20人	6,000円	5,000円
21人～ 50人	7,000円	6,000円
51人～100人	8,000円	7,000円
101人～300人	12,000円	9,000円
301人～500人	16,000円	11,000円
501人～1,000人	20,000円	13,000円
1,001人～3,000人	25,000円	16,000円
3,001人～5,000人	30,000円	
5,001人～	35,000円	

3、変更年月日

平成28年4月1日